



目次

告 示	ページ
○定置漁業権の消滅の登録 (漁業管理課)	1
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し ( )	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	1
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
○都市計画の変更の図書縦覧 (都市計画課)	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (1・30揭示)	3

告 示

高知県告示第86号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。  
平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日

平成20年9月1日	定第1,035号	土佐清水市員ノ川981番地 溝渕 隆 介ほか67名(員ノ川大敷組合)	定置漁業	放棄	平成25年2月15日
-----------	----------	--	------	----	------------

高知県告示第87号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。  
平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権

告示年月日	告示番号	免許番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成20年5月26日	高知県告示第363号	定第1,035号	定置漁業	放棄	平成25年2月15日

高知県告示第88号

安芸郡芸西村西分の一部地区及び長岡郡本山町瓜生野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
  - 芸西村
  - 本山町
- 調査を行った地域及び時期
  - 安芸郡芸西村西分の一部  
平成22年度及び平成23年度
  - 長岡郡本山町瓜生野の一部  
平成22年度及び平成23年度
- 成果の名称
  - 芸西村地籍図及び地籍簿
  - 本山町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日

平成25年2月15日

高知県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 伊野仁淀
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者字タルクピ丁4958番から 吾川郡仁淀川町長者字クロバカ谷丁5072番まで	前	3.2 7.0	74
	後	25.0 55.2	70

高知県告示第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 施行者の名称  
高知市
- 都市計画事業の種類及び名称  
昭和46年10月高知県告示第571号高知広域都市計画公園事業(3・3・7号竹島公園)
- 事業施行期間  
平成15年4月1日から平成30年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分  
変更なし
  - 使用の部分  
変更なし

高知県告示第91号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

南国市大桶字杉ヶ内甲765番4地先から字中屋敷甲872番1地先  
に至る延長550メートルの道-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年2月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年2月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25 年2月 1日	特定非 営利活 動法人 自立サ ポート センタ ーあき らめな いで	森本 修 作	高知市 五台山 28番地 15	この法人は、障害者や 高齢者及びその家族に 対して、住民参加と助 け合いの精神のもとに 移動困難者の外出支援 活動及び障害者や高齢 者の自立生活支援の活 動に関する事業を行 い、全ての人々が健や かに暮らせる地域社会 づくりと福祉の増進に 寄与することを目的と する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北江川土地改良区の定款の変更を平成25年2月4日に認可した。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香美市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類  
(1) 高知広域都市計画用途地域  
(2) 高知広域都市計画道路（3・5・23号新町西町線）

- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び香美市役所

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月15日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第4号****高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則**

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び特別支援学校」を「若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校（1年次から3年次までに限る。）」に、「それらの」を「これらの者の」に改め、同条第3号中「、特に」を「特に」に改め、同条第4号中「文化や科学」を「文化又は科学」に改め、同条第6号中「規定するもの以外で」を「掲げるもの以外のもので、」に改める。

第5条第2項中「以下」を「第10条において」に改める。

第9条第3項ただし書中「必要と認める場合には」を「必要があると認める場合は」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月15日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第1号****高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国道55号の項中「から香南市夜須町出口字上中代251番1」を「地先から香南市香我美町徳王子字花宴399番1地先」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年2月17日から施行する。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第5号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年1月30日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

介護付有料老人ホームアミーユよんでん 高知	高知市愛宕町三丁目11番38号
--------------------------	-----------------

」

を

「

介護付有料老人ホームアミーユよんでん 高知	高知市愛宕町三丁目11番38号
特別養護老人ホームふるさとの丘	高知市朝倉己1149番地106

」

に改める。